

● 配偶者暴力（DV）加害者プログラムとは ●

加害者プログラム： **被害者支援の一環**として、加害者に働きかけることで**加害者に自らの暴力の責任を自覚させる**プログラム

1 背景

- 配偶者暴力防止法において、加害者更生の指導方法等の調査研究の推進について、国・地方公共団体の努力義務を規定（第25条）。
- 児童福祉法等の一部改正法（令和元年）において、加害者の地域社会における更生指導・支援の在り方に係る検討等を規定（附則）。
- 内閣府では、これまでの調査研究事業の結果等（※）も踏まえ、**令和2年度から、複数の地方公共団体の協力を得て、加害者プログラムを試行的に実施しつつ、プログラム実施の際の留意事項について検討する調査研究事業を実施。**

※ これまでの調査研究事業による指摘等

- 加害者プログラムを被害者支援の一つのツールとして捉え、包括的視点で検討することが必要。
- 現行の被害者支援体制は、加害者の元を離れざるを得ない状況に追い込まれた被害者を対象とする支援が中心。加害者が行動を変えることによって暴力がない生活を実現したいと考える被害者に対し、具体的な支援策がない。
- 加害者プログラムの介在により、加害者と同居する被害者の安全・安心の確保を図ることが可能な場合もある。

（配偶者等に対する暴力の加害者更生に係る実態調査研究事業報告書（平成28年3月））

【令和2～4年度の試行実施について】

- 令和2年度は広島県、令和3年度は広島県、熊本県、長崎県で試行的にDV加害者プログラムを実施。
- 試行実施に参加した地方公共団体や関係機関へのヒアリング調査、有識者等による検討を踏まえ、令和4年5月、「**試行のための留意事項**」を作成・公表。
- 令和4年度は、上記の経緯を踏まえ、東京都、大阪府で追加的な試行実施を行い、その成果等をもとに「**試行のための留意事項**」について必要な修正・追記等を検討し、「**実施のための留意事項**」を作成。

2 作成目的

地方公共団体がDV被害者支援施策の一環として**加害者プログラムを実施するに当たり留意すべき事項**を示す。

3 「実施のための留意事項」の概要

※ 青文字は「試行実施のための留意事項」(R4.5) から追記等した箇所

1 プログラムの位置付け

(1) 目的

被害者支援の一環として、加害者に働きかけることにより

- ・ 被害者の安全を確実なものにする。
- ・ 加害者が自身の加害責任を自覚する。
- ・ 加害者の認知・行動変容を起こす。

※ 到達目標であり、プログラム参加が目標達成を保証するものではない。

(2) 対象とする者

パートナーに対しDVを行った者で、自らが変わることに対する動機付けを持つ者（任意参加の方式）

(3) 実施する際に認識すべきリスク

- ・ 加害者に利用されるリスク
- ・ 被害者に起こり得るリスク
(被害者の安全確保に十分注意し、必要に応じ、受講中止や、被害者に一時保護等を勧奨するなどの必要性を判断する)

2 プログラム実施のための多機関連携

(1) 多機関連携の目的

(2) 実施体制モデル

- ・ 実施方法 ・ プログラム開始前に準備すべきこと
- ・ 情報取得・共有 ・ 緊急対応の仕組み

(3) 関係機関の考えられる役割

3 プログラム実施団体のあるべき姿

(1) 実施団体の責務

(2) 備えるべき人員体制と役割

加害者・被害者コンタクトを同じ者が兼ねる場合の利点、注意点（情報管理の徹底）

(3) 資質の担保と維持

4 プログラムの運営

(1) プログラムの内容

- ・ 内容 ・ 回数 ・ 実施方法（対面形式、オンライン形式）
- ・ 実施規模（3(2)の体制では、1グループ8名程度を想定）

(2) 受講条件

(3) 加害者・被害者への面談とプログラム説明

(4) 参加費

(5) プログラム実施期間中の被害者支援

緊急時の安全確保、必要に応じて被害者向けプログラムを実施

(6) プログラムの中断・中止

(7) 効果測定

(8) 受講した証明書等

- ・ 参加者への事前説明（加害者に対し発行しない旨、予め説明することも考えられる）
- ・ 証明書等への記載事項（客観的事実（期間・回数等）のみとし、暴力を振るわなくなったことを証明するものではないことを明記する等、誤解が生じないようにする）
- ・ 保有自己情報の開示請求への対応

4 今後の取組

「実施のための留意事項」を各都道府県等に配布。地方公共団体の担当者や民間団体の関係者等に対し、**加害者プログラムに関する理解の促進を図り、各地域における実施を推進**する。

➡ 各地域における実施状況等を踏まえ、**全国的な展開に向けた取組を進める**。